

令和2年度 牛久市国民健康保険税率

据え置き

問 医療年金課
☎内線1724~1727

令和2年度の牛久市国民健康保険税率は、昨年度から変更ありません。

◆令和2年度牛久市国民健康保険税率(年額)

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	5.70%	22%	14,000円	17,000円
後期高齢者支援金分	1.50%	10%	5,000円	5,000円
介護納付金分*	0.87%	—	12,000円	—

※医療分および後期高齢者支援金分は、全ての被保険者が課税対象となります。

※介護納付金分は、40歳~64歳の被保険者が課税対象となります。

※賦課限度額(令和元年度(平成31年度):医療分=61万円・後期分=19万円・介護分=16万円)および法定軽減等につきましては、法令等の改正により変更となる場合があります。

全国健康保険協会(協会けんぽ)加入者の皆さんへ

令和2年度 協会けんぽ保険料率

改定

問 協会けんぽ茨城支部(代表)
☎029-303-1500

令和2年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率ならびに介護保険料率(全国一律)は下記のとおり変更となります。

令和2年度協会けんぽ茨城支部

- ◆健康保険料率…………… **9.84%→9.77%**
- ◆介護保険料率(全国一律)… **1.73%→1.79%**

※協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆さんの医療費等に基づき都道府県ごとに設定されています。

●健康診断を受けましょう●

協会けんぽ加入のご家族(40~74歳の被扶養者)を対象に、特定健診を実施しています。健診の受診券は、4月上旬にご自宅へお送りします。



！市税などの納め忘れはありませんか？

問 収納課
☎内線1061

市税は、子育て・教育・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための大切な財源です。市では、税の公平性と財源の確保に努めており、滞納されている税の徴収に全力で取り組んでいます。

市税などを滞納してしまうと…

- ◆定められた納期限までに納付されない場合、督促状が発送されます。
- ◆納期限の翌日より、延滞金が加算されます。
- ◆督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合、法律の定めるところにより、銀行や勤務先、取引先などを調査し、財産(給料、売掛金、預貯金、生命保険解約返戻金、電話加入権、不動産など)の差し押さえをすることがあります。
- ◆さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構*へ徴収業務を移管する場合があります。

※茨城租税債権管理機構

県内全市町村で構成する、効率的な滞納整理を行う一部事務組合です。滞納処分を前提に財産調査、財産の差し押さえ、差し押さえ財産の公売などを行います。